

働く人も雇う人も
ともに安心して
活躍する社会へ

「労働条件通知書 簡易アドバイス」のご案内

有期労働契約の
締結、更新及び無期
転換に関する規定

労働基準法

(一般労働者用；常用、有期雇用)

労働条件通知書

労働契約法

殿

事業場名称・所在地
使用者職氏名

期間	期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日 ~ 年 月 日) 以下は、「契約期間」について「期間の定めなし」とした場合に記入 1 契約の更
----	---

労働紛争を未然に防止するために

- 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間等の労働条件を明示しなければならない。 労働基準法第15条
- 労働条件のうち、労働契約の期間に関する事項～退職に関する事項（解雇の事由を含む。）については、書面を労働者に交付しなければならない。 労働基準法施行規則第5条 他

**貴社が「労働条件通知書」を作成する際の留意点について
専門家（社会保険労務士）が無料でアドバイスします!!**

同一相談者のご相談は2回まで、1回の相談時間は1時間程度とさせていただきます。1. 企業の個別の事情に対応した労働条件通知書の作成、2. 企業の個別の事情に対応した労働条件通知書の文言の確認 等につきましては、受けかねますのでご承知ください。

お申込み
お問合せ

愛知県雇用労働相談センター

0120-544-610 FAX:052-563-5262

<http://aichi-elcc.jp/>